平成２８年（フ）第２５３号
群馬県高崎市八幡町121番地２　矢口一戸建貸家　Ｄ棟
債務者　大澤　礼子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２５４号
群馬県富岡市下高瀬381番地
債務者　中嶋　　蓮
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７５７号
名古屋市西区歌里町174番地の１　レオパレスマウント204号
債務者　伊藤　利雄
１　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１１号
福岡市博多区三筑２丁目１番25―506号
債務者　荒木　由美
１　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７７号
北海道帯広市西12条南11丁目１番地６　ハイムリバーサイド206号室
債務者　関本　哲治
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
北海道帯広市西14条南41丁目１番10号　ドリームマンション６―325号
債務者　三浦　丈男
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
盛岡市津志田南３丁目10番26号　ディアス・ミオＢ201号、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰字中新田205番地９
債務者　仁平富美枝
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３３号
福島市太平寺字堰ノ上71番地の１　熊田アパート７号室
債務者　三浦　　慎
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３５号
長野市松岡２丁目39番１―101号　ディアスマロン
債務者　中島　浩司
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
長野市桐原１丁目20番14号
債務者　高野　正志
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
愛知県一宮市萩原町朝宮字宮西22番地３
債務者　髙橋くるみ
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１号
三重県名張市つつじが丘北３番町22番地、前住所三重県名張市つつじが丘南１番町86番地
債務者　井土　静江
１　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１０５８号
京都市東山区三条通白川橋西入今小路町91番地４
債務者　岸本　善信
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市下手野５丁目10番２―110号市営船越住宅２号棟
債務者　桑名　律子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４５５号
兵庫県加古郡播磨町北本荘２丁目６番25号ティエラ203号
債務者　キクチエンジニアリングこと　菊池政幸
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４７９号
兵庫県姫路市菅生台12番地１　市営六角住宅７棟7402号
債務者　柏木　節子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２３号
兵庫県赤穂市尾崎3104番地５　尾崎県住２―104
債務者　小谷　智子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部